

# 国保 限度額適用認定証 標準負担額減額認定証

引き続き必要な人は 7月1日以降に申請を

国民健康保険の限度額適用認定証、標準負担額減額認定証の有効期限は7月31日です。これらの認定証が引き続き必要な人は、7月1日以降に交付申請をしてください。なお、保険料の滞納があると交付できない場合があります。

**問** 国民健康保険課 (0798・35・3120)

受付場所

国民健康保険課（市役所本庁舎1階）  
各支所、アクタ西宮ステーション  
（各市民サービスセンターを除く）  
国民健康保険課では即日交付、それ以外では後日郵送します。

手続きに必要なもの

- 認定証が必要な人の国民健康保険被保険者証
- 手続きする人の本人確認書類  
免許証、マイナンバーカード（個人番号カード）など  
※手続きする人が世帯主や同一世帯員でない場合は、代理権が確認できる書類（世帯主の保険証や委任状など）も必要
- 世帯主と認定証が必要な人のマイナンバー（個人番号）がわかるもの

## 限度額適用認定証

高額な療養を受けるときの  
窓口負担を限度額内に

高額な療養を受ける場合、国民健康保険被保険者証と限度額適用認定証を医療機関等に提示すると、一部負担金の支払いが限度額内になります＝右表参照。 ※70歳以上の一般所得世帯および現役並み所得Ⅲ世帯の人は、高齢受給者証の提示で、高額な療養を受けるときの一部負担金の支払いが自己負担限度額内になるため、限度額適用認定証は不要です

## 標準負担額減額認定証

住民税非課税世帯の  
入院時の食事代を減額

一般病床などに入院する場合、標準負担額減額認定証を医療機関に提示すると、患者負担の食事代を減額することができます。

## 後期高齢者医療制度に加入している人へ

所得が現役並みⅠ・Ⅱ（右表参照）の人は「限度額適用認定証」を、住民税非課税世帯の人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を、医療機関に提示することで、一部負担金が右表の自己負担限度額までとなります。「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの人は、入院時の食事代も減額されます。

現在、いずれかの認定証を持ち、8月以降も引き続き対象となる人には、7月下旬に新しい認定証を送付しますので、申請は不要です。

新しくこれらの認定証が必要な人は、高齢者医療保険課（市役所本庁舎1階）、各支所、アクタ西宮ステーション（各市民サービスセンターを除く）で申請をしてください。

**問** 高齢者医療保険課 (0798・35・3192)

### 《高額療養費の自己負担限度額》

区分	所得要件（※1）	1カ月当たりの自己負担限度額	
		70歳未満	70歳以上
ア	901万円超	25万2600円（総医療費が84万2000円を超過した場合は、その超過分の1%を加算） 〈多数回（※2）14万100円〉	25万2600円（総医療費が84万2000円を超過した場合は、その超過分の1%を加算） 〈多数回14万100円〉
イ	600万円超 901万円以下	16万7400円（総医療費が55万8000円を超過した場合は、その超過分の1%を加算） 〈多数回9万3000円〉	16万7400円（総医療費が55万8000円を超過した場合は、その超過分の1%を加算） 〈多数回9万3000円〉
ウ	210万円超 600万円以下	8万100円（総医療費が26万7000円を超過した場合は、その超過分の1%を加算） 〈多数回4万4400円〉	8万100円（総医療費が26万7000円を超過した場合は、その超過分の1%を加算） 〈多数回4万4400円〉
エ	210万円以下（住民税非課税世帯を除く）	5万7600円〈多数回4万4400円〉	5万7600円〈多数回4万4400円〉
オ	住民税非課税世帯	3万5400円〈多数回2万4600円〉	3万5400円〈多数回2万4600円〉

所得区分	1カ月当たりの自己負担限度額		
	外来（個人ごと）	外来+入院（世帯単位）	
現役並みⅢ 課税所得 690万円以上	25万2600円（総医療費が84万2000円を超過した場合は、その超過分の1%を加算） 〈多数回14万100円〉	25万2600円（総医療費が84万2000円を超過した場合は、その超過分の1%を加算） 〈多数回14万100円〉	
現役並みⅡ 課税所得 380万円以上 690万円未満	16万7400円（総医療費が55万8000円を超過した場合は、その超過分の1%を加算） 〈多数回9万3000円〉	16万7400円（総医療費が55万8000円を超過した場合は、その超過分の1%を加算） 〈多数回9万3000円〉	
現役並みⅠ 課税所得 145万円以上 380万円未満	8万100円（総医療費が26万7000円を超過した場合は、その超過分の1%を加算） 〈多数回4万4400円〉	8万100円（総医療費が26万7000円を超過した場合は、その超過分の1%を加算） 〈多数回4万4400円〉	
一般	1万8000円（年間上限14万4000円）	5万7600円〈多数回4万4400円〉	
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	8000円	2万4600円
	区分Ⅰ（※3）		1万5000円

- （※1）基礎控除後の「総所得金額等」の世帯合計。所得不明の場合は「区分ア」
- （※2）過去12カ月以内に3回以上限度額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、限度額が下がります
- （※3）同一世帯の世帯主および国民健康保険被保険者（後期高齢者医療制度の場合は世帯員全員）が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除額（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる人

## 国民年金のお知らせ

**問** 医療年金課 (0798・35・3124)

## 保険料免除・納付猶予 7月から受付

経済的な理由や失業などで国民年金保険料の納付が困難なときは、免除・納付猶予の制度があります（所得制限等一定の要件あり）。

令和元年度（元年7月分～2年6月分）の申請受付は7月1日からです。

《保険料免除制度と保険料納付猶予制度の違い》

内容	免除	納付猶予
所得に応じて、保険料の全額または一部が免除	50歳未満を対象に、所得に応じて、保険料の全額の納付が猶予	
所得審査の対象	本人・配偶者・世帯主	本人・配偶者
年金額への反映	○（※）	×

（※）免除された期間分は、定額納付した場合に比べて老齢基礎年金額が減額

《両制度の共通点》

- ▷学生は利用不可。「学生納付特例制度」の利用を（要学生証）
- ▷過去2年以内は遡（さかのぼ）って免除等申請可 ▷10年以内であれば追納可

手続きに必要なもの

- 年金手帳
  - 認め印
- ※退職による所得審査の特例を使う場合は、離職の事実を証明できる公的機関の証明書（雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証など）

## 外国人等高齢者・障害者 特別給付金

国民年金制度発足時、在日外国人や長期間海外に滞在していた日本人は、国民年金に加入することができませんでした。

市は、このような制度的な理由により老齢基礎年金、障害基礎年金などを受給できない外国人等の高齢者（1926年4月1日以前に出生した人）や障害者（※）を対象に「外国人等高齢者・障害者特別給付金」を支給しています。

（※）障害の原因となった病気やけがの初診日が昭和57年より前の場合など。65歳に達する日の前日までに請求する必要あり

## 20歳前傷病による障害基礎年金等を受給している人へ 所得状況届が廃止されました

毎年7月に提出が必要だった、所得状況届（ハガキ）は今年度から原則として廃止されました。ただし、日本年金機構が受給者の所得を確認できない場合には、機構が個別に所得状況届の提出を案内します。

## 公文書公開 自己情報開示請求

平成30年度は1409件

市は、平成30年度中の情報公開制度と個人情報保護制度の利用状況をまとめました。両制度は、一定の制限がありますが、「市民参加による開かれた市政」を推進するため、市の公文書を市民の皆さんの請求に応じて公開したり、市の保有する個人情報を見たり訂正したりすることができるものです。

両制度に伴う請求件数の合計は1409件（前年度1494件）でした。

両制度の年度別利用状況は、市のホームページ（ページ番号：73891225）に掲載しています。

**問** 情報公開課 (0798・35・3774)